障害者虐待防止•権利養護研修

- 1) 障害者虐待防止法の理解 虐待の類型として①身体的②性的③心理的④放棄・放置(ネグレクト) ⑤経済的
- 2) 身体拘束を行う3要件
 - ① 切迫性②非代替性③一時性
- 3) スピーチロック (言葉による拘束) 例として (しないでください。・早くしてください。・ちょっと待ってなど) 相手の言葉を拘束しない声かけが必要
- 4) 虐待が発生したら通報の義務があり施設側の不利益取り扱いにより 通報者が萎縮する事があってはならない
- 5) 虐待を未然に防ぐために
 - ① 積極なアプローチ→内部研修
 - ② 早期発見・早期対応→障害者の変化サインをみぬく
 - ③ 障害者の安全確保を最優先
 - ④ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援→当時者の利益
 - ⑤ 十分な情報収集と正確なアセスメント→環境設定
 - ⑥ 関係機関の連携・協力による対応と体制→様々な専門家とチームを作る
 - ⑦ 十分な説明と見通しをします。→不安にさせない
- 6) 虐待防止・身体拘束廃止に向けた取り組み
 - ① 障害者虐待防止の運営基準の義務化
 - ② ストレスマネジメント・チェックリストの集計
 - ③ 職員のメンタルヘルスの研修の必要性
 - ④ 全職員の研修→ビデオなどを利用する。
 - ⑤ 全職員への周知を徹底する為には検討が必要